

みどりの食料システム基本計画における  
環境負荷低減事業活動実施計画（耕種分野）の認定について **環境保全農業課**

環境負荷低減事業活動...農林漁業者が、当該農林漁業の行う農林漁業の持続性の確保に資するよう、  
**農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う以下の事業活動。**

①【土づくり、化学肥料、化学農薬低減】

- 有機農業
- 特別栽培
- 「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針(導入指針)」に基づく生産方式の導入

※土づくり、化学肥料、化学農薬の低減技術に取り組むことで実施計画の認定は可。

注：(持続農業法に基づく指針であり、法律は廃止されたが、導入指針は継承される)

②【温室効果ガス排出量削減】

- 水稲における秋耕、中干し期間の延長※
- 不耕起栽培※
- 施設園芸におけるヒートポンプや木質バイオマス加温機等の導入
- 保温用フィルムの多層化
- 廃食油バイオディーゼルの利用
- 強制発酵等の家畜排せつ物の管理

※認定については、環境保全型農業直接支払交付金の対象活動に基づく

③【その他】

- 養液栽培における化学肥料低減技術導入
- 土壌炭素貯留（炭投入）※
- 生分解性プラスチックの活用
- 生物多様性保全技術（低減技術+冬期湛水）※

※認定については、環境保全型農業直接支払交付金の対象活動等に基づく

①～③は法第2条第4項に基づく事業活動

県知事が認定

●は定量的な削減、○は取組の実施により認定

県は①～③のいずれかの環境負荷低減事業に取り組む生産者を認定する。

認定のメリット

1 各資金や税制措置等の支援措置が受けられる。

(課税の特例：環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）、**農業改良資金融通法の特例**：貸付資格認定の手続きのワンストップ化・償還期間の延長、**家畜排せつ物法の特例**：日本公庫による長期低利資金（畜産経営環境調和推進資金）の貸付適用など)

2 交付金のポイントが加算される。